
平成27年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成27年12月17日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成27年12月17日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第75号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について
- 日程第4 議案第76号 鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第5 議案第77号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第78号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第7 議案第79号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第80号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第81号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第82号 平成27年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第83号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 陳情第9号 「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書

(追加提案)

- 日程第13 議長発議第24号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第14 議長発議第25号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第15 議長発議第26号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第75号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議に

ついて

- 日程第4 議案第76号 鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第5 議案第77号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第78号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第7 議案第79号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第80号 平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第81号 平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第82号 平成27年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第83号 平成27年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 陳情第9号 「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書

(追加提案)

- 日程第13 議長発議第24号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第14 議長発議第25号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第15 議長発議第26号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 唯 清 視君 書記 小 林 公 葉君
書記 中 上 和 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 坂 本 昭 文君 副町長 陶 山 清 孝君
教育長 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 吉 原 賢 郎君
総務課長 加 藤 晃君 行財政改革推進室長 三 輪 祐 子君
企画政策課長 上 川 元 張君 防災監 種 茂 美君
税務課長 伊 藤 真君 町民生活課長 山 根 修 子君
教育次長 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 清 水 達 人君
病院事務部長 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 山 口 俊 司君
福祉事務所長 頼 田 光 正君 建設課長 芝 田 卓 巳君
上下水道課長 仲 田 磨理子君 産業課長 頼 田 泰 史君
監査委員 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

4 番、板井隆君、5 番、植田均君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 75 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3、議案第 7 5 号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 7 5 号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について。

内容は、共同処理事務のうち視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務の廃止による同組合の規約の一部を変更する協議することについて、議決を求めるものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第 7 5 号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 4 議案第 7 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 4、議案第 7 6 号、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第 7 6 号、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議について。

内容は、視聴覚ライブラリーの教材等の備品の処分について協議することについて、議決を求

めるものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第76号、鳥取県西部広域行政管理組合視聴覚ライブラリーの廃止に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第5 議案第77号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第77号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第77号、南部町税条例の一部改正について。

内容は、マイナンバー法が施行され、個人番号、法人番号が平成28年1月から順次利用されることに伴い、税条例の一部を改正するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、住民にとってプラスになるのか。地方行政にとっては職務の負担、メリットがあるのは国。住民や行政にとってプラスにならない。

賛成意見でございますが、既にマイナンバー法という法律が施行されているので、何ら改正することに問題はない。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。議案第77号、南部町税条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

この税条例の一部改正は、日本国内の自治体に住民票を持つ個人ごとに12桁の番号をつける、いわゆるマイナンバー制度に関連した税改正であります。

マイナンバー制度は、町民が利益を得ることではなく、莫大な国家予算を投入してなし得る事業であること。また、行政が国民の識別、あるいは管理をしようとするもので、政府にとっては大きなメリットがありますが、国民にとってはメリットが全くないと言ってもいいものであります。

ちなみに、10年前から既にこの制度を導入している韓国では、ナンバーの流出による成り済ましなどの毎年大きな被害が出ております。日本でも既にマイナンバーに関する詐欺事件で被害が出ており、高齢者を狙った詐欺がますますふえるものと予測されます。

また、パソコンのセキュリティーは決して万全なものではなく、年金機構のデータ流出を見れば一目瞭然であります。専門家もその点を指摘しております。セキュリティー万全といった言葉をそのまま信じないほうがよいと指摘しております。

マイナンバーの流出被害について政府はどのような補償をするのか、何も発言しておりません。また、銀行や保険などつながった場合、その被害は大変大きな額になることも予想されます。番号カードを紛失した場合でも当事者にさまざまな不利益の発生が予想されることもあり、議案第77号、南部町税条例の一部改正については反対をするものであります。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この条例について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどマイナンバーによるデメリットというところは反対の討論であったんですけど、私は、それに対して今度はメリットについてちょっと述べさせてもらって賛成の……。失礼しました、申しわけありません。メリットについてちょっと話をして賛成の討論にしたいというふうに思います。

このマイナンバーというのは、1つはメリットとしては、前、2007年ごろでしたか、消え

た年金というのがありました。そういったところが国民1人の自分の番号によって、そういったことがなくなっていくということもあると思います。

それから、コストもカットできる。今までですと年金番号、それから税金番号とか、一人一人が別々な番号を持って行政でいくと縦割りの感じだったんですけど、個人が1人持つことによって横の行政につながっていくということで、そういったメリットがあるというふうにも思いますし、それによって経費のほうも削減できる。

最初、このシステムを導入するに当たっては相当数の予算等、町にもついているわけなんですけれど、そういった準備が、お金をかけて準備をして万全な体制になれば、これからは事務的にも、また経費的にも安くなっていく。また、簡単に操作ができるということにつながってくると思います。

確かに個人情報流出などもあると思うんですけど、いつも共産党議員団、言っておられますけど、特に高額所得のある方ですね、意外とそういった方々所得を隠したりとかする方もあります。そういったこともなくなって、やっぱり税金を納めるべき人からはちゃんと納めるようにできる。そういったところに対応もできるということで、本当にマイナンバー、決して全体的なことばかりではなく、デメリットもあるわけなんですけれど、そういった中であって、やはりこういった法律ができるということになったときに必ずメリット、そしてデメリットというものは存在すると思いますけれど、そういったところをいかに悪用を防いで上手に運用していくかというのが一つの大きなポイントになると思いますし、また、国民全員がそういった制度をしっかりと認識することで正しく運用をされているかどうか、そういったものも国民も一人一人が見守っていく。また、忘れないようにしていくということも必要な部分もあるというふうに思います。そういったところから、このマイナンバー制度に対する今回の南部町税条例の一部改正については、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 6 議案第 7 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 6、議案第 7 8 号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 7 8 号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

内容は、ひまわり学級の活動場所に法勝寺児童館を追加するため、条例の一部を改正するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、署名等を考えると、学童クラブと児童や保護者の理解が十分に得られていない。また、見切り発車的に改修工事もあわせてすることになるが、十分に関係者の理解を得ないと、住民本位に禍根を残すと思う。

賛成意見でございますが、あり方検討委員会のまとめ、子ども・子育て会議の意見など、最終的に議事録をいただいてその方向性が出ていて、夏休みの対応策で理解も得られたと思う。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 7 8 号に反対の立場から討論いたします。

今回の町長の提案は、放課後児童クラブ、ひまわり学級の受け入れを長期休業期間、旧すみれ保育園を改修してつくろうとする児童館で行うこととするものです。この問題を協議してきた経過から見て、大きく言って 3 つの問題点があるものと考えます。

1 点目は、あり方検討委員会の意見集約の仕方に大きな問題があることを指摘するものです。議論になったのは、70 人が一まとめという形ではリスクマネジメントや子供たちが過ごす環境として余りいい環境ではないとする一方、プラザ西伯と法勝寺児童館を比べることとは切り離して子供の生活する環境ということにおいて、アイデアを出す必要があるのではないかとこの意見が

出されています。しかし、その後の議論は、町が示した5つの選択肢に沿って議論が進められました。

私が指摘したいのは、プラザ西伯と法勝寺児童館を比べることとは切り離して子供の生活する環境ということにおいてアイデアを出す必要があるのではないかという意見は大変貴重な意見であって、選択肢の一つに当然入れるべきだと考えます。この意見が結果として排除されたのは、初めから学童保育の場所についてプラザ西伯、法勝寺児童館以外の選択肢を排除した町当局の姿勢に原因があります。

2点目に指摘することは、間接民主主義と直接民主主義の関係についてです。この問題を考えるために住民自治に関する本を読みました。私が読んだ本には次のように書かれていました。

そもそも間接民主主義というものは、現代社会において市民の生活形態や人数の問題から直接民主制をとることが不可能であるので、やむを得ず採用しているものであると理解しています。だから、少しでも直接民主主義の手法が取り入れられるのなら、優先して取り入れるべきではないだろうか。現実の手段としては、直接民主主義は間接民主主義の補完だが、本来の価値としては、直接民主主義は間接民主主義より上位だと考えます。間接民主主義で議員を市民の代表と呼ぶのは錯覚を生み出すように思います。市長も同じです。代表になると一般の人より偉いから代表が決めることに一般の人が制約を与えるのはよくないという錯覚です。

ある議員さんは、代理人と呼ばれていますが、実にくまい呼び方ではないでしょうか。もちろん、特定の利益団体の代理人であってはならず、市民全体の代理人でなければなりません。議員、市長は市民の代理人、代行者と言ったほうが正確だと思います。代理人であれば本人イコール主権者が意思表示しているのに代理人のほうが優先だという発想は出てきません。代理人は本人の意思に従えばよいのです。

蛇足ですが、1人の市民が行政に対して、自分は税金を払っている主権者だから何でも自分の言うことを聞けというのは、正当化されるわけではありません。あくまで主権者総体としての意思表示の話をしています。この見解に異議を唱えられるでしょうか。民主主義を尊重しようとするれば、直接民主主義で表明された陳情書の内容から考えれば、今回の町長提案はこれに真っ向から反する内容ではありませんか。このことを厳しく指摘するものです。

3点目は、町長のトップダウン姿勢についてです。本来、徹底した民主主義からは出てこない発想だと思います。トップダウンの用語の意味は、企業経営などで上層部による意思決定が上位から下位に伝達され、社員をそれに従わせる管理方式となっています。私の広辞苑には、このトップダウンの用語すら載っていませんでした。企業経営で、組織内部で行う場合や行政庁の内部

でこのようなやり方はあるのかもしれませんが、自治体の政策決定過程ではやってはいけないやり方ではないでしょうか。あり方検討委員会や子ども・子育て会議での意見集約の話し合いの中でいろいろ意見を出していただくが、最後は町長が判断すると繰り返し説明があったと聞いています。2点目に指摘した直接民主主義の陳情書で示された関係住民の意思表示と明確に異なる今回の提案は否決されるべきです。議員の皆様がこの意見に賛同されることをお願いし、反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。この案件、可決すべきという立場で討論をさせていただきます。

現在、放課後児童クラブの利用に当たって、授業日には2時間程度の子供たちの利用があり、夏休みなどの長期休業日はおよそ10時間程度の利用が考えられます。設備及び運営に関する条例では、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保しなければならないとあります。1.65平方メートルとは、畳1枚の面積であります。夏季利用する子供たちを加えたとき、1.65平方メートルの面積がぎりぎりキープできたとしても、そのようなすし詰め状態では、子供たちも窮屈でストレスを感じることは容易に察することができます。

さきの条例の第4条には、町はその設備及び運営において最低基準を常に向上させるように努めるものとするとあります。夏季休業日に法勝寺児童館を含む2カ所利用とすることは、ゆったりとしたスペースを確保でき、子供たちへの適切な遊び及び生活の場の提供に資するものと考えます。

このたびの提案は、子供たちの目線で見れば大変ベターな提案であり、この春からの議論がなければこれらのアイデアを導き出すこともなかったかもしれません。そういえばこそ、議員としてもっと早く気づいてやればよかったという思いもあります。執行部、保護者、指導員の協議がなされたこと、そして一定の方向が導き出されたことは大変よかったことだと思います。今後もコミュニケーションをさらに密にしていきたいと思います。虎穴に入らずんば虎子を得ず。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論ありますか。

13番、真壁容子君。

反対者ですね。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、反対です。

○議長（秦 伊知郎君） 反対者の発言を許します。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案に反対をいたします。

先ほど白川議員が述べられた人数が多過ぎてすし詰め状態では子供たちには気の毒だと、こういう感想は出てきた中でもあったことなんですよ。そういう意味でいえば、もっと早く町がすし詰め状態に気がついて、適切な場所を提供しなければいけなかったところに気がついて論議をできたことはよかったと思う。このことについては、私も白川議員と同じ意見を持っています。そういう意味では、何らかの形で子供たちによりよい場所を提供しようと、それぞれが動いたということについては、町の中では子育てをどう考えてるかということでは、よかった点だというふうに私も思うんです。この持っていく方が問題だと思う点です。

先ほど植田議員も述べられたんですが、もし本当に今まで70人を超えて夏休みが大変だということがわかっていて、どうしてしなかったかという過去を振り返ってそういう言い方もできるんですけども、そしたらどこに持っていくのが一番いいかということでは、すみれ保育園跡というところに、当初からこの話が出たというところに住民との摩擦が生じたわけですよ。もし場所を変えていくのであれば、今、もし賛成議員がそのことを言うのであれば、その場所がすみれ保育園でなければならないというところについて、どういうふうに話し合いしたのかというところが説明されないといけないのではないかなというふうに思うのですよ。

特に今回は、ひまわり学級を児童館に持っていくというところにありますから、その児童館に学童保育を持っていくことの適、不適ということはどうしても問題になってくると思うのですが、初日でも触れたと思うのですが、一つには、子供たちや保護者のアンケート、それから指導員の意見や住民の声を聞いても子供の居場所が欲しいということがあったんだけど、その居場所がすみれ保育園の場所じゃないんだということを住民に教えられたというのが、私の反対する一番大きな理由です。もし本当に子供の安全・安心を一に言うのであれば、今回一番しなくてはならないことは、本来、すみれ保育園に持っていこうとした学童保育がプラザ西伯に残ることになったと、平日保育が。そこでの危険性が指摘されていることをまず第一に解消しないといけないのではないかな。そういうことになりますよね、子供の安心・安全言うのであれば。

ところが、今回出てきたのは、大変だ、大変だと言って児童館を改修することが出てきたわけなんですよ。本当に子供たちが大切というのであれば、通常通っている子供たちのプラザ西伯を改修することがまず第一に上げなければならない。

第2点目には、夏休み多過ぎるので場所をどこにしようかと、子供の安心・安全の立場から場所を選択していかなければならない。となれば、子供たちや保護者や指導員の声を聞けば、学校

周辺にどこかい場所がなかったのではないかというふうに考えていくのが、一番妥当な考え方ではないだろうかという、ずっと大きな疑問があるわけなんですよ。

ところが、そういうところには先ほど言うように検討委員会や子育て会議の中でも意見が出ていたにもかかわらず、そういうことが十分論議されずに、児童館がいいだろうということになったということに対する住民の理解は得られないだろうというのが一つです。

それと、もう一つは、財政的な面です。当初、平成27年度の児童館予算は、報酬223万9,000円、運営費191万1,000円、整備費に2,207万8,000円、総額2,600万を超えてくる金額が計上されました。ここで説明されたのは、学童保育が全部行くという話だったんですよ。その中で、約435万円の国庫補助をもらって建てるんだと、改修するんだという話だったんですよ。

ところが、今回検討していく中で、平日保育はプラザ西伯に残ることになった。ということは、利用を計画してみたら半分以上の数字が減ってくるわけですよ。ところが、財政的には同じように動いている。児童館というのはつくっていく費用がかかりますからね。

もう一つ、問題は、あれほど補助金がなかったらつukらない、一般施策はなかなか難しいと言いながら、今回は、当初は国の補助金もらって建てると言っていたのを、国の補助金なしに建てるというんですよ。こんなに急ぐ必要あるんでしょうか。もし同じお金が出ないのであれば、この2,000万を使ってまずやるべきことは、プラザ西伯を改修して毎日子供が通っているところの安心・安全を確保することが一番ではないでしょうか。こういうことを考えたら、どう考えても先に児童館の改修工事ありきの学童保育の設置場所だと言わざるを得ない。これでは署名集められた方々や住民にも説明することができない。まして、一番の出発点である子育て会議ですみれ保育園の跡が児童館にいいと決めたというのですが、子育て会議というのは児童館が必要かどうかということは十分考えることあると思う。ところが、場所まで決めるところではない。なぜならば、場所は町長がつくられた地域振興協議会や地元の自治会やPTA等に聞きながら、児童館とは本来どういうところにつくるべきかということをするのが大事だったのではないのでしょうか。

そういうことを考えたら、今からでも遅くはないと思いますので、この2,000万を使ってしまったら今後復興施設が出てくる中に児童館入れるかどうかの場合に、町長は平成27年度に本格的な児童厚生施設をつくるという、すみれ保育園跡を児童館にするというんですよ。だとすれば、ここにお金通したことを考えたら、復興施設の中で児童館どこにするかということも検討課題には入ってこない可能性が大いにあるということも、指摘しておかなければならないと思

うんですよ。

そういうことを考えたら、児童館構想はどっかに必要だとしても、すみれ保育園跡ではなく、もっと大きな議論の中で子供たちの行動範囲も考えて、どこにすべきかということを考えていくことが一番だというふうに考えます。そういう点から、今回のひまわり学級をするから児童館にそれをつけ加えて改修するということには反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） この件については、賛成の立場から討論させていただきます。

これは委員会で担当課長からこの件についていろいろ聞き取りいたしました。その中で去年、石上議員が言われておられましたけど、保護者のほうからまだ児童館ができないのかということもあったそうでして、要は、長期の児童館に入れない人が6人おられたと。それが西伯の今のプラザ西伯に入れなくて、バスで宮前児童館に通ったと言われました。その宮前児童館に行かれた子供さんたちも会見の児童館で一緒になってなかなかなじめないで、館長さんがいろいろ対応されておられたという情報もお聞きしました。それで急ぐ理由云々ありましたが、要は、町としてはこのような人になるべく早く対応できるようにするのが町の、私は役目だと思います。

今、るる言われましたけども、プラザ西伯を改修すればいいじゃないかと言われましたが、プラザ西伯は児童福祉法に基づくそういう施設ではありません。確かに中、使ってるように人がおりますけども、一番ベターなのはすみれ保育園のはたしか児童福祉施設だと思います。そこを改修して町民の、または児童がそういうことで漏れた場合にも対応できるようにするのが私は町の施策で必要だと思います。その後、いろいろなことはみんな考えて、また地域の人たちと考えると、検討委員会の中でもありました。保護者が具体的なことがスタッフの連携とか、また安全について、そういうことも考えなければいけませんけど、やっぱりそういうあぶれた子供さんがおられるということ。それで担当の課長がそういうところを見られたときには、その公民館の前の岩のところで遊んだり、いろんなところで遊んでおられたと。これこそ危ないじゃないかと、切実に担当課の課長も言うておりました。そういうことを聞けば、町の責任として私はこれを早急にそういう人が漏れないように安全なところに、旧すみれ保育園は児童福祉施設でありますので、そこにちゃんとできるような対策をつくるのは当然だと思います。

これに対して改修費が、財政の件も言われましたが、2,600万ぐらいかかると。国庫補助がたしかそんなとき430万、今、真壁議員、言われたとおりだと思います。これで今後は全部一般財源ですと言っておられました。けども、これは聞きましたら合併特例債を使うということ

です。合併特例債というのは7割が補助で3割が自主財源ですけども、今回の補正予算でこれが穴埋めできるようなことがありました。

きのう、おとといでしたか、消防ポンプの自動車が貸与されました。そんときはたしか2,000万ぐらいの予算を組んでおりました。これが減額ということに補正になっております。こういって使えるような予算も出てまいりましたので、ぜひとも財政的にもまたは子供の安心、行き場の安全の確保をするためにもこの政策は必要だと思ひまして賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対御意見ございますか。

反対者ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案第78号、放課後児童クラブ条例の一部改正についてですけども、先ほどこれについての賛成討論があったんですが、その中で何点か私の考えを触れておきたいと思ひます。

私は、定員というんですか、入れなかった子供をほっとくということはとんでもないことですから、それはやはり行政側できちっと対応すること、このことについては私もそのとおりで思ひます。

そこで、委員会の中で出されたことについて先ほどありましたけども、いわゆる旧西伯地域の子供が会見の宮前児童館ですか、そこに数名が行ったということなんですね。私、これいろいろ聞きまして、一つは運営の内容なんですけども、驚いたんですが、利用料をやっぱり払うということがこれ基本なんですね。ところが、宮前では利用料は取らないということ。聞きますと、おやつは出さないからということなんですけども、人的配置というのは必ず必要なんですね。そういうことからいけば、私は、行政の公平性からいっても非常に問題があるんでなかろうかということをもまず感じたわけでありませう。

私は、そこで旧西伯の人が、旧西伯の対象がやはり旧西伯地域のそういう施設見る、これが基本だと思ひますね。じゃあ、どこなんだかということをも、いわゆる今、利用しておりますプラザ西伯ですね、ここをやはりそれだけが使用できるように改修すればいいんじゃないかということなんですけども、その中で、児童福祉法からいけば利用としてはふさわしくないということなんですけども、じゃあ、会見地域でやっておられます市山のあれも児童福祉法で利用できるというにはなっていないはずですよ。いわゆる多目的利用ということになるんじゃないでしょうか。私は、その点からいっても非常に矛盾があるんじゃないでしょうか。だから、そういうことからすれば、プラザ西伯、安全面からいっても通常、日常使ってるその施設を改修して手を加えて、そこで70

人を利用できる、そのようなことをやるべきでないかと思います。

それと、すみれ保育園跡の利用なんですが、一番長年法勝寺のあの地域でやって周辺の方もいろいろなことで我慢といやあおかしいですけども、子供たちが通るところのことで配慮されておられたんですから、やはり法勝寺地域の関連した方たちの利用目的が今後どうされるかということも十分聞き、そして地域振興協議会の方の意見も十分に聞いて、一体、将来的にここを利用するにはどの方法が一番いいのかということも十分検討した上、やるべきではないでしょうか。目的は、夏休みの対応ということなんですから、まだ半年からありますから十分それまでにやって決定すべき、このことを主張して反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

6 番、景山浩君。

○議員（6 番 景山 浩君） 私は、この議案に賛成をいたします。

先ほどから同僚議員、いろんな意見を述べていらっしゃいますが、この議案の提案の目的及び中身については、通常行われてる放課後児童クラブの子供たちが夏休みを中心とした長期休業中に、通常利用しておられる子供さんにプラスしてこの期間だけ利用したいと言われる方がかなりたくさん発生をします。そして、通常40人ぐらいでやってるところが70人ぐらいまで膨れ上がって、それが非常に施設のキャパをオーバーするような状態になってきて、これは大変だといふので、その間ふえた子供さんたちをどうするのかということが一番の論点だったというふうに思います。

前回の放課後児童クラブ移転に関する問題では、小学校から子供さんたちだけで旧保育園の施設まで移動する、そのときの危険性云々といったことが多分反対の一番の理由だったというふうに思うんですが、この夏休みの期間、御家庭からその施設まで直接送迎をほぼ親御さんがされるといった状況では、その反対の小学校から施設までという問題も発生し得ないということの説明でございました。通常は、40人ぐらいで回していくところを1年中70人、80人が利用できるようなところまで整備をかけていくという、それは非常にいい考え方かもしれませんが、無駄になる部分をお金をかけて整備をするというのではなくて、もともと子供たちの居場所づくりとして整備をされる児童館を使って、その1カ月ないしは1カ月半ぐらいの年間の稼働のところをうまいぐあいに回していくという提案だなというふうに聞かせていただきました。何ら反対する理由はないというふうに考えます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の御意見ございますか。

賛成ですね。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。私は、この件につきましては賛成の立場で討論させていただきたいと思います。論点のことは前回の賛成、反対、3名の方がそれぞれおっしゃいました。それで十分出尽くしたとは思いますが。

私は、その中で初め、植田議員のほうから直接民主主義、間接民主主義というようなことで、直接民主主義の手法をとったような陳情、それからアンケート、その人たちの意見が大事じゃないかとおっしゃいました。私は、これが全体から比べて何%、何%という、そういうような言い方はしたくはありませんが、その意見は十分に酌み取られまして町側のほうの、行政側のほうとしては従来どおりのところ、プラザ西伯のほうで、そこで今までどおりするというような御決断をなさいました。非常に声を大事にされたというふうに私は感じております。

それと、このたびのことで議論の途中、陳情が出ましたときに趣旨採択したんだから、そのようなことの方角にいくんじゃないかというような御意見が委員会の中でも出ました。この趣旨採択という意味合いは、本当は疑問なんだけどね、だけど、町民の方がそこまで思われているのであるということ、その気持ちを勘案して、それじゃあ、その辺のところを酌んで何とか執行部のほうにもできるところの考え方を広げていただけないだろうかという意味で、それで趣旨採択をいたしました。そういう意味において、先ほど申し上げましたように従来どおりプラザ西伯でもするというような結果になったと私は思っております。

しかしながら、あそこはあくまでも仮住まいです。先ほど賛成の方の意見ありましたように、あそこを70人対応するような、あそこまで改修をしてできるか。危険性の問題もあります。あそこは2階でございますので、いざいうときがあったときには、やはり2階いうことは危険なことも考えられます。

それと、やはりそれだけ新たに児童館を建てた中のそのような中で、そっちのほうを改修してちゃんとすればいいのじゃないかということには、やはり間借りの本来のところじゃありませんので、その費用は私は使えないと思います。あくまでも不自由なところ、そういうところを直しながらというような居心地のいい子供の居場所ということには値しないと思います。

そういう意味では、このたび白川議員もおっしゃいましたし、真壁議員もおっしゃいました。いろいろ話があった中で、また児童館のほうに分けてでもおれる場所でもということになる。そういうところによくよく伝わりながらでもできるという方向になった考えがいったということは、私は非常によかったと思っております。

それと、児童館の持つ意味の中には、児童館ガイドラインの中に、やはり児童クラブも含めて、

それと児童館は18歳までの者が利用できますので、ボランティアも育成する。そのようなひまわり学級というか、放課後健全児童クラブだけの意味合いよりもっと大きな可能性を持ったそのような中にいるということであれば、子供たちの成長は非常に目覚ましいものがあると思います。

それでここに一つ資料がございます。これは日本経済新聞が2015年2月11日付で出した統計でございます。学童保育の設置場所というものです。小学校において併設してるところが52.8%、これは今までの施策の中で児童クラブは厚労省ですが、文科省側の何とかクラブという、そういう系統が違うクラブ、要するに保護者が働いている、児童クラブに入れないうちの子供たちの居場所づくりというものを大事に考えてできた、そういうようなものが過去ずっとありまして、子供の居場所づくりということですからずっと苦労してまいっております。そういう中でできるところからということですので、小学校の空き教室ということも利用される。これが52.8%という数字です。我が町では、小学校ではあいた教室はないというふうに聞いておりますので、これは無理です。

その次の児童館、これが12.8%、公施設を利用したのが7.9%、保育所とか幼稚園、これに学童を入れているところも、これも6.6%、それと民家、アパート5.5%、その他14.8%ということで、児童館の中に併設してあるというのが12.4%、うちの場合は公施設利用の7.9%、この中に入ってるんじゃないかと思います。そういう意味におきましては、児童館と併設になっても何ら問題はありません。

それと、児童館単独だけでしているところか、それとも併設してるところかということをもた別の視点で考えますと、児童館の中の60%は学童が入っているというふうな統計もでございます。そういう意味におきましては、児童館が持つ役割、その中の学童に対する働きかけの大きな力といますか、勉強の場所ということもあります。

そして、先ほど学校施設での50%という数字がありましたが、学童保育の中では学校施設ということは余り好ましくないというふうには書いてありました。なぜか。それは学校は勉強する場所でございます。学童は、やはり家に帰ってひまわり学級でもそうですよね、ただいまと言って帰るところでございますので、家庭ということになりますと、やはり休息ということもでございます。

児童館の中、このたび、当初に説明されました法勝寺児童館ですね、これのときの説明にもございました、担当課のほうから。中を児童館部分と学童部分をはっきりと分ける。児童館に遊びに来る子はこんにちでは来ます。そして、奥のほうのドアを開けたところは学童でただいまと言

って帰ります。そういうようなすみ分けはきちっとされているというふうに聞いております。

そのようなことを考えますと、話が今度、財政のほうに移りまして、なぜ合併したのかということになると、財政問題が絡んでまいります。財政問題が絡んできたときに、何でも十分時間をとって希望どおりのものというのは我が町では無理だと思います。ある施設を有効利用する、これというのやはり我が町に課せられた一つの認めざるを得ないことではないかと考えております。

そこで先ほどありました、そこにたくさんのお金を投じるのはどうかという議論もございましたが、子供の居場所づくりというのは過去を振り返ればずっとあります。学校が週5日制になった、そのころからも既に子供の居場所づくりということは検討されてきております。（発言する者あり）我が町では……。はい、もうやめます。（笑声）思いがたくさんございますので。

（「もういい」と呼ぶ者あり）我が町では、過去にも児童館を建設しかけたことがありましたが、やはり信号が危ないいうことで消えたという経過もございます。子供はどこにいても危ないです。力強く生かしていくためには皆が見守りながら育てていきたいと思っております。そういうような総合的な意味を持ちまして、まだまだ言い足りませんが、賛成の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに御意見ございますか。

10番、石上良夫君。

賛成ですか。

○議員（10番 石上 良夫君） 賛成の立場で討論したいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） はい、よろしく申し上げます。

○議員（10番 石上 良夫君） 私も強い思いがありますので、短時間で終わりますので、ちょっと聞いてやってください。

まずはいろんな意見がありました。宮前児童館、たしか決算の24年でしたか、自由来館が1万人、子供さんが1万人遊びにくるんです、そこへね。いろんな、宮前の子供だけじゃなく、近隣の子供たちが学校の帰りにみんなが遊んでいく、お父さんやお母さんが仕事しているからです。家に帰ったって誰もいないんです。

近年は少子化になって、たしか昨年の決算は7,000人に落ちていました。それでも7,000人の子供が宮前児童館に遊びに来ます。特にことしなんかは西伯の子供も六、七人遊びに来たということは聞いております。

また、地域の方からも、やはり生活が苦しい方もおられます。今、同僚議員からお金が児童館

要らないなことという話がありましたが、児童厚生施設で町立ですのでどこの集落からも遊び来ていただいて子供たちが仲よく暮らせるように、そういう施設です。少数意見であります、生活の苦しい母子世帯の方や父子世帯の方の声も聞いております。やはり町はそういう少ない声を大事にして、速やかに児童館を運営していただきたい。そういう強い思いでありますので、どうぞよろしく前に進んでいただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第79号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第79号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第79号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）。

内容は、歳入歳出それぞれ2,174万7,000円を追加補正し、歳入歳出の総額をそれぞれ71億6,229万8,000円とするもので、主な補正は空き家一括借上げ事業、がんばれふるさと寄付金事業、三世代同居支援事業、ナラ枯れ対策事業、高校等通学定期券助成事業などです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、電算管理事務費、負担金、補助及び交付金はマイナンバー導入に係るもので10分の10の補助だが、税金の使い方がどうか。そして、保育園の人員費問題で1名削減されている。本会議で27年度当初から人が足らなかったとある。町立保育園の人員確保は最優先。答弁があのままなら当初と違うことを言ってる。このままなら派遣法違反ではないか。

賛成意見でございますが、一般会計の補正はいずれも大事な予算である。また、反対意見で言われた保育士の関係ですが、課長からの報告にもあったように産休代替を募集するが、応募がなくて困っているとのこと。改善すべきことはしていただかなければならないが、反対の意見にするべきではない。そして、マイナンバーの件については、国の法律に従って町の条例を整備するもので粛々とするべき。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、12月議会に出されました一般会計の補正予算に反対いたします。

先ほど委員長が述べられたように例えば三世同居等、住民のニーズに合わせて追加補正するというような予算も出てきています。一括に審議されるものですから、問題点を指摘して反対をしていくという姿勢です。個々の他の出てきた問題についても課長等に問題点を指摘しています。ここでは2点を上げて反対討論とします。

1つは、先ほど委員長も述べられた、いわゆるマイナンバーによる財産管理費650万4,000円、これは全額国庫補助だという電算システムの改修問題です。私たちは、このマイナンバー制度に反対していることは、先ほどの税条例の中で亀尾議員も理由、述べてきました。

今回、予算が上がってきて、町の電算システムの中にも入っていく。これについては住民に限りなくメリットもない中で負担がふえてくる。職員もそうですけども、そういうところは避けるという点から見たら、最大限努力しなきゃならないことを考えれば、委員会でも指摘してきたのですが、これがなければいわゆる仕事ができないとか、申請を受け付けないということは断じてないよという事です。

私どもの資料には12月15日、おとといでしたか、厚生労働省が介護保険におけるマイナンバー制度の運用については通知を出したと。どう言うかという、申請者が自身の個人番号がわからず記憶が困難な場合、市町村の職員が記載して差し支えないと。これ、どの項目にも当てはまることではないかと思うんです。とりわけ社会保障の分野と税務関係、今回は税条例で税務関係のところ出てきたんですけども、課長も答弁なさったようにこの番号がなかった場合にも住民に負担をかけるのではなく、自治体のほうで都合つけてやっていく。これが介護保険の中で明確

に示されたわけですから、このことも徹底して住民に12桁の番号がなければいけないよとか、カードをつくらないといけないよとか、そういうことに自治体が動くことは断じてないようにということをここで指摘して、反対の一つにしたいと思います。

2つ目には、いわゆる保育士の保育士不足の中で保育費が、人件費が削減されてきたという問題です。今回、金額にして幾らでしたっけ、1,000万近く、ひまわりで1,073万の減、すみれで523万6,000円の増で、説明では1人が減ってるわけですよ。ここで見たときに当初、平成27年度のすみれの正職員は11名、それに対し、ひまわりが10名。ですから、ここに変動があったということですよ。すみれ保育園は38時間の非常勤を7名、同ひまわりは4名、その上、すみれは伯耆の国から派遣で保育士を3名受け入れています。こういう中でどのような事態が起こっているか。

委員会では保育士のシフト表を出していただきました。すみれ保育園とひまわり保育園の問題です。住民の方からひまわり保育所では正規職員の負担が多いのではないかと。いわゆる朝番、早番、土曜出勤の問題ですね、これがわかる資料を出していただきました。

すみれではこのようなシフトに18名の方が入っています。正職員が11名に対してシフト表には18名が入るとするのは、38時間の非常勤と伯耆の国の派遣受け入れの3名が入っていないと組めない数字です。そのような中で、すみれ保育園では平日の早番、遅番、土曜出勤、これらが月に何回あるか。最高で5、少ない人は1名です。特に早番については多い方が月に3名、3回だというシフトが出ています。

それに対してひまわりはどうか。正職員が10名で9名に減っているはずですから、シフト表には9名の数字が上がっています。その中で、早番、遅番、土曜出勤、合わせて多い方は月に11回、これはすみれ保育園の倍の数字が出てきています。それで、あわせて10回なさってる方が3名、一番少ない方でも8回、これはすみれ保育園のどれを見ても、どれよりもひまわり保育園の正職員たちの負担が多くなってきているというのがわかる数字ではないでしょうか。

委員会では、この早番、遅番、土曜日も出勤なので、それが超過勤務とかそうではないというふうに言っていますが、それならばどうしてすみれとひまわりでこういう差が出てくるのかという点ですね。それも同じ保育現場ですから、このことについては是正策を求めていかなければならないのではないかと。思うんですよ。

ところが、今回の補正予算では、かえってひまわりが1人減って、すみれはふえてきているという事態です。これはどこに原因を見つけたらいいのか。明らかに保育士不足ではないでしょうか。平成27年度当初、認定こども園の研修のために伯耆の国から研修を受け入れるとって3

名の保育士1, 200万を計上しました。

ところが、今回の本会議の初日、町長は、すみれ保育園で人が足りなかったから伯耆の国から3名派遣した、こういうふうに言っていました。このことが本会議でも委員会でも指摘させてもらった派遣法に基づいて、町長の言うとおりで人がいないのであれば、伯耆の国が派遣できる福祉法人なのか。協定と契約が再度検討されなければならない事態だと私たちは考えています。少なくともこれが合意、憲法違反ではないという賛成討論の方がいるのであれば、町長の初日の答弁を撤回させなければ理論上は成り立たないのではないかとということ、指摘しておきたいというふうに思います。ということは、平成27年度当初から人が、保育士が足りないということを知っていたのではないのでしょうか。

平成23年から24年にかけて保育の民営化の最大の理由としたのは、非常勤、非正規の方が余りにも多くて、その待遇改善を図りたいという理由でした。ところが、今、公務現場でこのように、ともすれば半分の方々が非常勤で賄わなくてはならない。まして、民間から持ってこなくては保育ができない状況、実質は研修生にどのような仕事をさせているのかということを見てから、本当に事実上の研修か派遣かわかると思うのですが、実態見るには公務現場ではおおよそやってはいけないことをしている現状ではないのでしょうか。その理由が保育士不足だということだと思います。保育士がいないと言いながら、町長は、保育士を採用してこなかったことも認めています。明らかにこれでは正職員の保育士をふやさないまま、このままいけば現状として正採用しないまま非正規がふえたので、また民営化に持っていくのかと心配する住民の声ももっともではないのでしょうか。少なくとも現在、町立保育園の2園については正規職員を確保し、少なくとも保育の質を保つためにもそこに努力すべきであって、今回の補正予算のように人がいなかったからと言いますが、そもそも当初から人がいなかったんです。そういうことを考えれば、この立場に立って保育士の採用計画を早急に持って是正していくべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。ちょっと風邪を引いておりまして声が大変悪いんですけども、よろしく願いいたします。私は、議案第79号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）に賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、しあわせ管理事業、三世代同居支援事業、農地中間管理機構集積協力金交付事業、ナラ枯れ対策事業、橋梁長寿命化改修事業、児童生徒就学援助・奨励事業など、増額、

減額合わせまして57事業、いずれも町政の施策遂行上、大切なものでございまして、反対の理由は全くございません。

なお、反対の理由といたしまして、マイナンバー法施行に伴う社会保障・税番号制度関係のシステム改修のための電算管理事務費が上がっておりますけれども、これは南部町だけが改修を行わなかったら、行政事務の遂行上、大変な支障を来すものであるということでございまして、全く反対の理由にはなりません。

それから次に、補正予算では一時保育事業が載っております。この一時保育事業も、これは一時保育の利用者が多くて、そのための補正予算でございます。派遣法とは全くこれ関係ございません。ということで、私は、以上、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 意見がございませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。
賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 賛成多数です。よって、本案は、原案どおり可決いたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）

休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時09分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第8 議案第80号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第80号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第80号、

平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

内容は、歳入歳出それぞれ1,445万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億87万1,000円とするもので、見込み額の減、額の決定による減、実績による減などです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第80号、平成27年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第9 議案第81号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第81号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第81号、平成27年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

内容は、歳入歳出それぞれ158万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億8,896万2,000円とするもので、主なものはクリンピュアの汚水ポンプ故障のため、施設修繕料でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 1 号、平成 2 7 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 8 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 0、議案第 8 2 号、平成 2 7 年度南部町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 8 2 号、平成 2 7 年度南部町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

内容は、収益的収支予算を補正するもので、補正予算額は 1, 2 0 1 万 3, 0 0 0 円です。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 2 号、平成 2 7 年度南部町水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 1、議案第 8 3 号、平成 2 7 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 8 3 号、平成 2 7 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）。

内容は、鳥取県地域医療介護総合確保基金事業採択によって収益的収支、資本的収支を補正するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 3 号、平成 2 7 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は 1 0 時 3 5 分。

午前 1 0 時 1 6 分休憩

午前 1 0 時 3 5 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第 1 2 陳情第 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 2、陳情第 9 号、「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自

治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長、板井です。陳情第9号、「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書について報告をいたします。

まず、結果といたしまして、賛成3、反対3の同数でありました。委員長による採決の結果、不採択と決しております。

まず、この陳情に対します賛成の意見といたしまして、我が町ならどうするのか。地域の立場になって考えるべきである。また、地方自治と国政を考え、再度、住民投票で決するべきだ。

もう1点、沖縄県民の民意で翁長知事が誕生した。県民の総意を国益だけでの判断は間違っているということで、陳情書に対する賛成がありました。

また、反対の理由といたしまして、宜野湾市に囲まれた世界一危険とされる米軍普天間飛行場の辺野古への移転はベストとは言えないが、ベターな選択であると思う。

もう1点、一知事の判断で日本の国益を損なってはいけないと考える。

以上のような反対の意見がございましたので、報告といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 委員長にちょっと二、三点お聞きしたいと思います。

3対3で初めてこういうことで委員長採択ということですが、まず第1点は、委員長採択された委員長の意見というか思いが第1点と、この問題は国が提訴中でございますが、それについては委員会でどのような意見が出られたか教えていただきたいということと、もう一つは、もしこの陳情で採択でもされれば今の普天間の問題、普天間だったかいな、普天間だな、オスプレイの。あれはそのままほんならこれをやめて、今のまんまそのまませないけんやになると思いますけども、そうなった場合、この間、普天間の地元の市長さんが国にその後を何だかりゾート、ディズニーランドを持ってきてやっていただきたいと、地元は完全にもうなくなってそういう振興策を今は国のほうにもう要請してるようですけども、そのような審議はどのようにこういうことで反映されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 委員長、板井です。先ほどの点ですけれども、済みません、2点目をもう一度……（「訴訟の……」「提訴中のこと」「提訴中の案件をどのよう
に」「審議したか、してないか」「裁判、裁判」と呼ぶ者あり）済みません、いいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） はい、どうぞ。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 報告をさせていただきます。

まず、委員長として7人目の採択に加わったということなんですけれども、その点について私の意見も委員会の席で少し述べさせていただきました。

これは今回の米軍の基地なんですけれども、全国では全部で132カ所の米軍の基地があります。そのうちの約半数は日本の自衛隊と、それから米軍とが一緒に使っている。また、あと82カ所は米軍だけの基地であるということです。その中で、この82カ所のうち沖縄県に米軍だけの基地があるのが日本の全体に対すると約74%が沖縄に集中をしているというような現状もわかりました。そういった面では、沖縄県民の方に大変な苦勞をかけているというのが確かに事実であるということなんですけれども、このたびのまず宜野湾市の中心にある普天間基地、一番の目的は、世界一危険だと言われるこの基地をまずは移転する、こういったことが優先ではないかということで、これももう何十年もかけていろいろなことでしたもんだもあったりとか、海外に移すとか、少なくとも県外だというような政府としての見解もいろいろあった関係で今まで延び延びになっておりましたが、このたび、仲井真知事のときに合意に至ったということで進み始めた中で、また新しい知事が反対を持って出られたというようなことがあるんですが、やはり危険なこの空軍基地をまずは移転して宜野湾市の住民の皆さんの安全を確保していくということが、まず一番であるということで、意見書に対する反対の不採択という立場で不採択ということで決することにさせていただきました。

それから、2番目の国の現在の訴訟についてどうなのかということについては、そこまでの話は委員会の中では……（「出ましたよ、討論のときに」と呼ぶ者あり）出たんですかね。（笑声）確かに訴訟についての、まず県民の思いを一番に考えるべきだと、住民投票するべきだというようなところは先ほどの賛成の中で言った、そういったところが当てはまるのかなというふうに思います。

それから、採択をもしした場合には、今の普天間の基地はどういうふうな考えなのかということだったんですが、これについてはやはり最低県外、要するに国民全員がこの普天間基地についてもうちょっと話し合っ、そして最低県外に基地を持っていく、それが沖縄県民の負担も軽減できるというようなところの意見がありました。以上、報告とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 委員長にお尋ねします。

委員長の反対意見といますか、それは細田議員の質問でわかりましたけど、私は、陳情書の中にあります憲法第 8 章の中で、第 9 5 条では、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定められています。辺野古への新基地建設は、国政上の重要な事項であると同時に、地元住民の生活にも多大な影響を及ぼします。

そこで、国会において辺野古への基地建設にかかわる特別法制定の議論を行い、住民投票によって沖縄県、そして名護市の民意を問うことで国と沖縄の意見を整合させ、地元の声を国政の決定に生かし、不信感を払拭していくことが必要であると考えますという提案がされておりまして、これが陳情の 2 番目の項目に、陳情事項の 2 番目に求められているわけですが、これは憲法上の 9 5 条に定められた規定ですので、大変前向きな提案だと私は思うんですけど、この提案に対して委員会でそういう意見があったということですけど、委員長の見解をお尋ねします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。先ほど賛成、反対の意見の中でそういったことは述べさせてもらったつもりなんですけど、委員長の意見ということなんですけど、憲法第 9 5 条の内容については、委員会の中でもそれに特化した討論はありませんでしたし、私個人として 9 5 条に対する考え方についてのものは持っていませんで、最初の見出しにあります辺野古の基地反対、凍結というのと地方自治の尊重、そして国民的議論の推進をと、政府に求めるという部分について委員会の中では審議し、私としても先ほど言いましたような内容で不採択というふうにしたということで報告にさせていただければというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午前 10 時 46 分休憩

午前 10 時 46 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。（「なし。討論」と呼ぶ者あり）

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） ちょっと休憩してもらっていいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前 10 時 46 分休憩

午前10時47分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。先ほどの憲法のことに関してですけれど、憲法という固執したところはなかったんですけれど、先ほどの賛成のところの理由で申し上げました沖縄県民の民意で翁長知事が誕生した。県民の総意を国益だけでの判断は間違っているというところがその部分に当たるのではないかなというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、この陳情第9号、「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書を採択すべきという立場で討論いたします。

まず、私がこれから討論をするのは、公有水面を埋め立て承認につきまして、沖縄県が前知事の行った承認を法的に瑕疵があるということで取り消しまして、それを国が代執行するというところで沖縄県を訴えている裁判が今、進行しておりますが、その裁判の中で翁長知事が口頭陳述で弁論された内容を私の討論にかえたいと思いますので、これから朗読いたします。

歴史的にも現在においても沖縄県民は自由、平等、人権、自己決定権をないがしろにされてまいりました。私はこのことを「魂の飢餓」と表現しています。政府との間には多くの課題がありますが、「魂の飢餓」への理解がなければ、それぞれの課題の解決は大変困難であります。

簡単に沖縄の歴史をお話ししますと、沖縄は約500年に及ぶ琉球王国の時代がありました。日本と中国、朝鮮、東南アジアを駆けめぐって大交易時代を謳歌しました。

琉球は1879年、今から136年前に日本に併合されました。これは琉球が強く抵抗したため、日本政府は琉球処分という名目で軍隊を伴って行われたのです。

併合後に待ち受けていたのが70年前の第二次世界大戦、国内唯一の軍隊と民間人が混在して

の凄惨な地上戦が行われました。沖縄県民約10万人を含む約20万人の人々が犠牲になりました。

戦後は、ほとんどの県民が収容所に収容され、その間に強制的に土地を接収され、収容所からふるさとに帰ってみると普天間飛行場を初め、米軍基地に変わっていました。その後も住宅や人が住んでいても銃剣とブルドーザーで土地を強制的に接収されました。

1952年、サンフランシスコ講和条約による日本の独立と引きかえに、沖縄は米軍の施政権下に置かれ、日本国民でもアメリカ国民でもない無国籍人となり、当然日本国憲法の適用もなく、県民を代表する国会議員を1人も国会に送ったことはありませんでした。犯罪を犯した米兵がそのまま帰国することすらあった治外法権とも言える時代でした。

ベトナム戦争のときは沖縄からB52爆撃機の出撃を初め、いろいろな作戦が展開されており、沖縄は日米安保体制と日本の平和と高度経済成長を陰で支えてきたわけです。

しかし、政府は一昨年、サンフランシスコ講和条約が発効した4月28日を「主権回復の日」として式典を開催し、そこでは万歳三唱まで行われたのです。沖縄にとって悲しい、やるせない式典でした。全く別々の人生を歩んできたような気がします。

1956年、米軍の施政権下で沖縄の政治史に残ることが起きました。プライス勧告といって銃剣とブルドーザーで強制収用した土地を実質的な強制買い上げをするという勧告が出されました。当時、沖縄は大変貧しかったので、喉から手が出るほどお金が欲しかったはずですが、県民は心を一つにしてそれを撤回させました。これによって基地のあり方に沖縄の自己決定権を主張できる基礎がつくられ、私たちに受け継がれているのです。沖縄が米軍にみずから土地を提供したことは一度もありません。

そして、戦後70年、あろうことか今度は日本政府によって海上での銃剣とブルドーザーをほうふつさせる行為で美しい海を埋め立て、私たちの自己決定権の及ばない公有地となり、そして普天間基地にはない軍港機能や弾薬庫が加わり、機能強化をされ、耐用年数200年とも言われる基地がつくられようとしています。

今、沖縄には日本国憲法が適用され、昨年全ての選挙で辺野古新基地建設反対の民意が出たにもかかわらず、政府は建設を強行しようとしています。米軍基地に関してだけは米軍施政権下と何ら変わりありません。

米軍施政権下、キャラウェイ高等弁務官は、沖縄の自治は神話であると言いましたが、今の状況は国内外から日本の真の独立は神話であると思われているのではないのでしょうか。辺野古新基地は完成するまで順調にいても約10年、場合によっては15年、20年かかります。その期

間、普天間基地が動かず、危険性が放置される状況は固定化そのものではないでしょうか。本当に宜野湾市民のことを考えているのならば、前知事の埋め立て承認に際して、総理と官房長官の最大の約束であった普天間基地の5年以内の運用停止を承認後着実に前に進めるべきではなかったでしょうか。しかし、米国からは当初からそんな約束はしていない、話も聞いたこともないと言われ、前知事との約束は埋め立て承認をするための空手形ではなかったのか、それを双方承知の上で埋め立て承認がなされたのではないか、いろいろ疑問が湧いてきます。

日本政府に改めて問いたい。普天間飛行場は世界一危険だと政府は同じ言葉を繰り返しているが、辺野古新基地ができない場合、本当に普天間基地を固定化できるのでしょうか。

次に、基地経済と沖縄振興策について述べたいと思います。一般の国民もそうですが、多くの政治家も「沖縄は基地で食べているんでしょう。だから基地を預かって振興策をもらったらいいですよ」と沖縄に投げかけます。この言葉は、「沖縄に過重な基地負担を強いていることへの免罪符」と「沖縄は振興策をもらっておきながら基地に反対する、沖縄は甘えるな」と言わんばかりです。これくらい真実と違い、沖縄県民を傷つける言葉はありません。

米軍基地関連収入は終戦直後、GDPの約50%、基地で働くしか仕方がない時代でした。日本復帰時には約15%、最近では5%で推移しています。

経済の面では、米軍基地の存在は今や沖縄経済発展の最大の阻害要因になっています。例えば沖縄市の新都心地区、米軍の住宅跡地で215ヘクタールありますが、25年前に返還され、当時は軍用地料等の経済効果が52億円ありました。私が那覇市長になって15年前から区画整理を始め、現在の町ができました。経済効果としては52億円から1,634億円と32倍、雇用は170名程度でしたが、今は1万6,000名、約100倍です。税収は6億から199億円と32倍にふえています。沖縄は基地経済で成り立っているような話は今や過去のものとなり、完全な誤解であります。沖縄は他県に比べて莫大な予算を政府からもらっている。だから基地は我慢しろという話もよく言われます。年末にマスコミ報道で、沖縄の振興予算3,000億円とか言われるため、多くの国民は47都道府県が一樣に国から予算をもらっていたところに沖縄だけさらに3,000億円上乘せしてもらっていると勘違いしてしまっているのです。

沖縄はサンフランシスコ講和条約で日本から切り離され、27年間、各省庁と予算折衝を行うこともありませんでした。ですから、日本復帰に際して沖縄開発庁が創設され、その後、内閣府に引き継がれ、沖縄県と各省庁間に立って調整を行い、沖縄振興に必要な予算を確保するという予算の一括計上方式が導入されたのです。沖縄県分は年末にその総額が発表されるのに対し、他の都道府県は独自で予算折衝の末、数千億円という予算を確保していますが、各省庁ごとの計上

のため、沖縄のように発表されることがないのです。実際に補助金等の配分額で見ると、沖縄県が突出しているわけではありません。例えば地方交付税と国庫支出金等の県民1人当たりの額で比較しますと、沖縄県は全国で6位……。

○議長（秦 伊知郎君） 簡潔にまとめていただけませんか。

○議員（5番 植田 均君） 地方交付税だけで見ると17位です。都道府県で国に甘えているとか、甘えていないとか言われるような場所があるのでしょうか。残念ながら私は改めて問うていきたいと思います。沖縄が日本に甘えているのでしょうか。日本が沖縄に甘えているのでしょうか。ここを無視してこれからの沖縄問題の解決、あるいは日本を取り戻すことなどできないと断言します。

沖縄の将来あるべき姿は、万国津梁の精神を発揮し、日本とアジアのかけ橋となること、行く行くはアジア太平洋地域の平和の緩衝地帯となること、そのことこそ私の願いであります。この裁判で問われているのは、単に公有水面埋立法に基づく承認取り消しの是非だけではありません。

戦後70年を経たにもかかわらず、国土面積のわずか0.6%しかない沖縄県に73.8%もの米軍専用施設を集中させ続け、今また22世紀まで利用可能な基地建設が強行されようとしています。日本には本当に地方自治や民主主義は存在するのでしょうか。沖縄県にのみ負担を強い今の日米安保体制は正常と言えるのでしょうか。国民の皆様全てに問いかけたいと思います。沖縄、そして日本の未来を切り開く判断をお願いします。

これが翁長知事の裁判の冒頭の口頭陳述であります。これをもって採択すべきという討論を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 発言者に申し上げます。賛成、反対の意見、討論等は簡潔によろしくお願いいたします。

委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 白川です。このたびの意見書、採択すべきではないという立場で討論をさせていただきます。

およそ20年ぐらい前でしたでしょうか、普天間返還について日米合意がなされ、当時の橋本首相は5年から7年以内の全面返還で合意したことを発表いたしました。しかし、今日に至っても全面返還はなされていません。では、皆さん、それはなぜでしょうか。

この日米合意は、条件つきでありました。1つは、普天間の機能と能力を維持するため、沖縄県内の米軍基地に併設すること。2つ目は、嘉手納空軍基地というのが近くにあります。その空

軍基地にも一部機能を統合すること。3つ目は、空中給油機などの後方支援機を山口県の岩国基地へ移転することなど、つまりのところ、県内移設が条件つきだったのです。

1997年の名護住民投票では、住民の意思は真っ二つに分かれました。

1999年、知事は移籍先を辺野古と決定し、名護市長も条件つき受け入れを表明しました。これにより政府もキャンプ・シュワブに係る辺野古沖と決定しました。

2004年、政府、県、名護市の三者合意に基づき、ボーリング調査が始まったころ、何と国際大学にヘリが墜落するという痛ましい事件が起き、移設計画の見直し問題となります。

2009年、皆さんも御存じのように民主党政権が発足し、基本的に国外、最低でも県外とおっしゃっておりました。

ところが、その翌年になって当時の鳩山総理は、沖縄米軍について知れば知るほど、学べば学ばほど沖縄米軍の重要さを認識した。私は、勉強不足であったと寝ぼけたことをおっしゃっておりました。沖縄住民の心をもてあそんだことは察するに余りある思いを寄せておりました。

沖縄全域に展開する拠点とはどんなものでしょうか。かつての大戦において大和を主とする連合艦隊はグアムの南東に位置するトラック諸島、現在キャロライン諸島を拠点、いわゆるデポとしておりました。そこでは、洋上・陸上訓練、補給、整備、修理、医療、厚生、土木建設などなど、全ての機能が集約されていました。つまり、拠点とはパズルのようなもので、あらゆる機能の全てが半径数十キロ以内に集約されていなければなりません。機能の一部が例えば鳥取県にあったらどうかとかいう議論では全くないのです。

9月下旬、ことしの9月下旬です。翁長知事の国連人権理事会での演説のその翌日、20代の地元女性、我那覇真子さんが同じ場所、国連人権理事会で沖縄の現状を訴えました。

彼女の訴えの内容は、きのう、知事が言ったことは間違いです。私たちは独立国ではありません。日本の中の沖縄として世界最高水準の教育、そして福祉を享受しています。政府から抑圧や差別を受けておりません。私も名護の住民です。地元の約70%は辺野古移設を賛成または容認しております。私たちが最も恐れていることは、中国の脅威、そして中国による占領です。だから自衛隊や米軍は必要なのです。翁長知事は沖縄の代表なのに、中国の振る舞いに対して一度も抗議もしません。どうぞ日本の皆さん、世界の皆さん、この事実をわかってくださいと我那覇さんは中国の脅威を世界へ向けて強烈なメッセージとして発信されました。

以上のことから、地元住民と政府のはざまを導く翁長知事におかれましては、自分の考えを誇示するのではなく、地元住民の真の声に耳を傾けるべきと考えておりますので、この意見書を上げるべきではないと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに御意見ございますか。

13番、真壁容子君。

賛成ですか、反対ですか。

○議員（13番 真壁 容子君） 陳情採択すべきとの意見です。

○議長（秦 伊知郎君） はい。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の陳情を採択すべきだというふうに考えます。

委員会の中でも審査してきました。委員会の中でやっぱり一番問題になったのが、現在ある普天間基地をどうするのかという問題でした。

先ほど白川議員がおっしゃったように、20年前、1995年に橋本首相が5年ないしは7年以内に普天間を返還するんだと言った最大の動機は何であったかというのは、覚えに新しいと思いますが、少女暴行事件でしたよね。あの少女暴行事件で県民の総決起集会が開かれて、高校生等が訴えて、それに政府が応えて5年、少なくとも7年以内には普天間を返還してもらおうと。そのときの条件に県内だと言っておりましたが、そのことをはっきり明記しなかったわけですよね。それについてはさまざまな論議もあったというふうに思います。それに確におっしゃるよに今のいわゆる基地賛成、反対派と分かれていた沖縄県の中では、普天間の代替としてどこか見つけないといけないという動きあったのも事実だと思うんです。

そうこうしている間に、次に出てきたのが先ほど言った2009年、民主党になる前の2007年、何が起こったか。いわゆる教科書問題だったですよ。あのころは、この議会にも陳情等が出てきましたよね、教科書問題で。全国でも話題になった教科書問題で、いわゆるオール沖縄という声が出てきたと。なぜかという、それは自民党、右から左もあわせて何が起こったかという、先ほど植田議員の中にあつたように、総勢20万の方々が亡くなったと言われている沖縄では、どのような考え方であろうと被害に遭った事実は免れない事実で、4人に1人が亡くなったという痛ましい犠牲の上に立って、そこから見たら教科書問題で集団自決が国は言ったことではないと、軍でやったことやないということが余りにも受け入れがたかったということがオール沖縄の原点となったと、こういうふうな流れになってきてるわけですよ。

その中で、もしかしたら普天間のかわりにどっか県内に置くことが仕方がないのではないかと、この点が、沖縄県の中でも論議されて至ってきたのがオール沖縄の原点というのは、2013年に首相に出したのが建白書ですよ。この建白書の中身はどうかという、無条件普天間基地の閉鎖、撤去、県内移設断念、この3つなんですよ。

それで、先ほどの翁長知事は、当時は仲井真知事の選挙参謀でしたから、そのときどんな戦い

したかという、仲井真さんも沖縄にばっかりに基地があるのはおかしいとテレビで言っていましたよね。だから自分は県外移設を言うんだと、こういうふうに言ってたんですよ。それが条件で押していたところが、もうそういう雰囲気になったわけですね。そういうふうになってきたところが、県知事になられた仲井真知事は、辺野古の埋め立てを何を条件にしたかという、普天間を5年以内に返還させるということを条件に辺野古の埋め立てを承諾したと言って東京から帰ったわけですよ。

ところが、明らかなように翁長知事が知事になってみると、アメリカの大統領も含め、アメリカ側がそんな約束したことないと言ったわけですよ。知事になったら新しくわかることもあったと思うんですが、ということは、この議会の中で、委員会の中で普天間をどうするのかと言われた議員の皆さんも御存じだと思いますが、今の段階で仮に辺野古にするとっても9年から20年ですね。普天間の基地があり続けるわけですよ。皆さんがおっしゃる普天間の基地が本当に撤去されないといけないというのであれば、オール沖縄の言っている普天間基地の閉鎖、撤去、これをまずやるべきじゃないでしょうか。

何回もおっしゃるように、私たちは人権問題やいろいろ話し合ってきてるんですけども、沖縄県民にのみ、この基地が銃剣とブルドーザーで取られたにもかかわらず、代替基地を沖縄県内に求めないといけないという意思是、どうしてそんなことが言えるんでしょうか。私は、そういう意味では文字どおり一人一人、日本国民に投げられてきている問題やと思うんですよ。

それで、おっしゃったようにオール沖縄がすごいと思うのは、普天間を抱えてる宜野湾の市民がどう言ってるか。自分とこの市でなかったらよそでいいと言っていないんですよ。自分とこの市もいけないけれども、沖縄県内はいけないんだと。こういう世論をつくり上げてきたのがオール沖縄で、もう後に戻ることはないだろうと言われている。私はそういう意味では、70年間の苦労の上に立った、到達した点だというふう考えるわけです。

委員会では、私たちは即時撤去と言っていますが、この陳情は即時撤去と言っておりません。住民投票で聞いたらいけないかと言ってるんですよ。少なくとも私は、現憲法下にある地方自治体の議員としては、地方自治法、憲法守る立場から、憲法95条を守って住民投票して県民の意思を尊重すべきじゃないかということには納得できるし、それを支援する姿勢に立つべきではないでしょうかということから、皆さんと御一緒に採択したいと考えています。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第9号、「名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を日本政府に求める意見書」提出に関する陳情書を採決いたします。

賛成、反対の意見ございました。挙手によって採決いたします。（「起立だろ」と呼ぶ者あり）起立によって採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対し、採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます、原案にですよ。（発言する者あり）数を確認してください。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択することに決しました。

日程第 1 3 議長発議第 2 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議長発議第 2 4 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

日程第 1 4 議長発議第 2 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議長発議第 2 5 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、杉谷早苗君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、杉谷早苗君から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

日程第 1 5 議長発議第 2 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、議長発議第26号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第7回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成27年第7回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時20分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会につきまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年12月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月7日から本日までの11日間にわたり、議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣言できましたことは、議長として喜びにたえません。

町長を初め、執行部におかれましては、真摯な態度をもって審議に御協力いただき、深く敬意を表します。

議員各位からの意見、要望等につきましては、施策を執行されるに当たり十分に反映されますよう強く望むものであります。

議員各位におかれましては、不断の活動を通じ、より一層町民の負託に応えていただくようお願い申し上げます。

12月も中旬を迎え、いよいよ厳寒に向かいますが、南部町の皆様方の迎えられます新年がよき年でありますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月7日に開会となり、本日まで11日間にわたって開催され、一般会計補正予算など、10議案について御審議をいただいてまいりましたが、本日、全議案ともに御賛同を賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。

8日、9日には、7名の議員様より一般質問を頂戴しました。18歳選挙権問題、なんぶ創生総合戦略、TPP合意を受けた農業問題について、子育て支援についてなどでありまして、まさに今、町政の核心問題であり、まことにタイムリーな問題提起ではなかったかと思っております。

それぞれの質問に丁寧に答弁させていただいたと思っておりますが、議論のかみ合わなかった部分や意見の異なる部分もあったと思っております。私の勉強不足の面もあると思っておりますので、腰軽に町長室へお越しいただきまして、御指導をいただきますようによろしく願いいたします。

さて、会期中の去る12月12日には法勝寺電車がリニューアルして帰ってまいりました。多くの皆様に喜んで歓迎をいただきましたが、困難な時代に電車を引いた先人の気概を受け継ぎまして、次の世代に伝えていかなければならないと改めて決意をした次第でございます。

いよいよ年末まであとわずかとなりましたけれども、議員各位には御自愛の上、お過ごしとなりまして、よいお年をお迎えになりますように祈念を申し上げ、閉会に当たっての御礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。
